

介護職員等処遇改善加算に係る「見える化要件」について

社会福祉法人貞徳会

1.職場環境等要件

「入職促進に向けた取組」「資質の向上やキャリアアップに向けた支援」「両立支援・多様な働き方の推進」「腰痛を含む心身の健康管理」「やりがい・働きがいの醸成」の区分ごとに2つ以上の取組を実施すること。「生産性向上のための業務改善の取組」のうち、3以上の取組（必須項目あり）を実施すること

区 分	内 容
入職促進に向けた取組	➤ 法人や事業所の経営理念やケア方針・人材育成方針、その実現のための施策・仕組みなどの明確化 ➤ 事業者の共同による採用・人事ローテーション・研修のための制度構築 ➤ 他産業からの転職者、主婦層、中高年齢者等、経験者・有資格者等にこだわらない幅広い採用の仕組みの構築 ➤ 職業体験の受入れや地域行事への参加や主催等による職業魅力向上の取組の実施
資質の向上やキャリアアップに向けた支援	➤ 働きながら介護福祉士取得を目指す者に対する実務者研修支援や、より専門性の高い介護技術を取得しようとする者に対するユニットリーダー研修、ファーストステップ研修、喀痰吸引、認知症ケア、サービス提供責任者研修、中堅職員に対するマネジメント研修の受講支援 ➤ 上位者・担当者等によるキャリア面談など、キャリアアップ等に関する定期的な相談の機会の確保
両立支援・多様な働き方の推進	➤ 子育てや家族等の介護等と仕事の両立を目指す者のための休業制度等の充実、事業所内託児施設の整備 ➤ 職員の事情等の状況に応じた勤務シフトや短時間正規職員制度の導入、職員の希望に即した非正規職員から正規職員への転換の制度等の整備 ➤ 有給休暇が取得しやすい雰囲気・意識作りのため、具体的な取得目標を定めた上で、取得状況を定期的に確認し、身近な上司等からの積極的な声掛けを行っている ➤ 有給休暇の取得促進のため、情報共有や複数担当制等により、業務の属人化の解消、業務配分の方よりの解消を行っている

腰痛を含む心身の健康管理	➤ 業務や福利厚生制度、メンタルヘルス等の職員相談窓口の設置等の相談体制の充実 ➤ 短時間勤務労働者等も受診可能な健康診断・ストレスチェックや、従業員のための休憩室の設置等健康管理対策の実施 ➤ 介護職員の身体の負担軽減のための介護技術の修得支援、職員に対する腰痛対策の研修、管理者に対する雇用管理改善の研修等の実施 ➤ 事故・トラブルへの対応マニュアル等の作成等の体制の整備
生産性向上のための業務改善の取組	➤ 厚生労働省が示している「生産性向上ガイドライン」に基づき、業務改善活動の体制構築（委員会やプロジェクトチームの立ち上げ、外部の研修会の活用等）を行っている ➤ 5S活動（業務管理の手法の1つ。整理・整頓・清掃・清潔・躰の頭文字をとったもの）等の実践による職場環境の整備 ➤ 業務手順書の作成や、記録・報告様式の工夫等による情報共有や作業負担の軽減 ➤ 介護ソフト（記録、情報共有、請求業務転記が不要なもの。）、情報端末（タブレット端末、スマートフォン端末等）の導入 ➤ 業務内容の明確化と役割分担を行い、介護職員がケアに集中できる環境を整備。特に、間接業務（食事の準備や片付け、清掃、ベッドメイク、ゴミ捨て等）がある場合は、いわゆる介護助手等の活用や外注等で担うなど、役割の見直しやシフトの組み換え等を行う。 ➤ 各種委員会の共同設置、各種指針・計画の共同策定、物品の共同購入等の事務処理部門の集約、共同で行う ICT インフラの整備、人事管理システムや福利厚生システム等の共通化、協働化を通じた職場環境の改善に向けた取組の実施
やりがい・働きがいの醸成	➤ ミーティング等による職場内コミュニケーションの円滑化による個々の介護職員の気づきを踏まえた勤務環境やケア内容の改善 ➤ 地域包括ケアの一員としてのモチベーション向上に資する、地域の児童・生徒や住民との交流の実施 ➤ 利用者本位のケア方針など介護保険や法人の理念等を定期的に学ぶ機会の提供 ➤ ケアの好事例や、利用者やその家族からの謝意等の情報を共有する機会の提供

2.処遇改善加算要件

処遇改善加算Ⅰ～Ⅳまでの何れかの届出を行っていること。

事業所	新加算Ⅰ	新加算Ⅱ
明範荘特別養護老人ホーム	加算Ⅰ	加算Ⅰ
明範荘養護老人ホーム（特定施設）	加算Ⅰ	加算Ⅰ
明範荘デイサービスセンター	加算Ⅰ	加算Ⅰ
サニー!!デ`イサービス Meihansou	加算Ⅰ	加算Ⅰ
ガーデンホーム赤目	加算Ⅰ	加算Ⅰ
特別養護老人ホーム川名山荘	加算Ⅰ	加算Ⅰ
特別養護老人ホーム ガーデンハウス今伊勢	加算Ⅰ	加算Ⅰ
ガーデンハウス今伊勢 デイサービスセンター	加算Ⅰ	加算Ⅰ

3.見える化要件

処遇改善加算に基づく取組について、ホームページ掲載等により公表していること。

具体的には介護サービスの情報公表制度を活用し、処遇改善加算の取得状況を報告し、賃金以外の処遇改善に関する具体的な取組内容を記載すること。

ホームページに掲載